

社会生活基本調査 匿名データの作成の概要

「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）の匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用し、世帯を等確率で約80%抽出して作成しています。

なお、集計用乗率を利用する際には、1.25倍する必要があります。（匿名化処理の対象となっている世帯を削除しているため、公表結果と一致しません。）